新旧対照表

改正案 現行

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関指定基準

あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関(以下「教員養成機関」という。)の指定基準は、次 のとおりとする。

- 1 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許のうち1種類以上の免許を有するも のを入学資格とするものであること。
- 2 修業年限は、2年以上であること。
- 3 教育課程は、臨床専攻課程1年間以上(前期課程)と教員養成課程1年間以上(後期課程)の2 4 各課程の教育の内容は、別表第1に定めるもの以上であること。 課程とし、その教育内容は、別表第1に定めるもの以上であること。
- 4 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技につ いては30時間から45時間の範囲で定めること。

また、臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

- 5 教育課程の編成にあたって、あん摩マッサージ指圧教員養成課程にあっては、前期課程が 17 単 位以上で、590 時間以上、後期課程が36単位以上で、985時間以上、はり、きゅう教員養成課程に あっては、前期課程が17単位以上で、590時間以上、後期課程が36単位以上で、985時間以上、 あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう教員養成課程にあっては、前期課程が29単位以上で、1020 時間以上、後期課程が37単位以上で、1080時間以上の講義、実習等を行うようにすること。
- 6 相当の経験を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師である第三者による臨床能力 試験の合格を卒業の必須要件とすること。
- 7 別表第1に掲げる各課程の教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人 5 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は専門 以上は専門分野を教授する専任教員であること。
- 8 専任教員のうち少なくとも1人は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許を有す 6 専任教員のうち少なくとも1人は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許を有す るものであること。
- 9 教員は、別表第2の左欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表右欄に掲げる者であること。
- 11 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 成施設(以下「養成施設」という。)に併せて設置される場合において当該養成施設に学生の実習に 必要な実習室があるときには、これと兼用することができること。
- 13 演習に必要な数の演習室を有すること。
- 14 学生の図書閲覧に必要な閲覧机を備える図書室を有すること。ただし、教員養成機関が養成施設 12 学生の図書閲覧に必要な閲覧机を備える図書室を有すること。ただし、教員養成機関が養成施設 に併せて設置される場合において当該養成施設に学生の図書閲覧に必要な閲覧机を備える図書室が あるときには、これと兼用することができること。
- 15 普通教室の面積は、学生1人につき2平方メートル以上、実習室の面積及び図書室の面積はそれ 13 普通教室の面積は、学生1人につき2平方メートル以上、基礎医学実習室、実技実習室の面積及 ぞれ 60 平方メートル以上、演習室は演習を行うに適当な面積を有すること。
- 16 標本室、管理室、消毒設備、手洗設備その他必要な施設設備を有すること。
- 17 校舎の配置及び構造は、11 から 16 まで定めるものの他、教育上、保健衛生上及び管理上適切な 15 校舎の配置及び構造は、9 から 14 まで定めるものの他、教育上、保健衛生上及び管理上適切なも ものであること。
- 18 教育上必要な器械器具、模型及びその他の備品を有すること。
- 19 教育上必要な専門図書を 1000 冊以上、学術雑誌を 20 種類以上有すること (電子書籍を含む)。

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関指定基準

あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関(以下「教員養成機関」という。)の指定基準は、次 のとおりとする。

- 1 学校教育法第56条第1項に規定する者、旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はあん摩マ ツサージ指圧師、はり師及びきゆう師学校養成施設認定規則」昭和26年文部省・厚生省令第2号。 以下「認定規則」という。) 第5条に規定する者であって、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免 許及びきゅう師免許のうち1種類以上の免許を有するものを入学資格とするものであること。
- 2 修業年限は、2年以上であること。
- 3 授業は、昼間に行われるものであること。

- 科目を教授する専任教員であること。
- るものであること。
- 7 教員は、別表第2の左欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表右欄に掲げるものであること。 10 1学級の定員は、25名以下(主として視覚障害者を対象とする場合は、15名以下)であるこ 8 1学級の定員は、25名以下(主として視覚障害者を対象とする場合は、15名以下)であるこ
 - 9 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 12 実習室を有すること。ただし、教員養成機関があん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師養 10 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。ただし、教員養成機関があん摩マッサージ指圧師、 はり師又はきゅう師養成施設(以下「養成施設」という。)に併せて設置される場合において当該養 成施設に学生の解剖学等の実習に必要な基礎医学実習室があるときには、これと兼用することがで きること。
 - 11 演習に必要な数の演習室を有すること。
 - に併せて設置される場合において当該養成施設に学生の図書閲覧に必要な閲覧机を備える図書室が あるときには、これと兼用することができること。
 - び図書室の面積はそれぞれ60平方メートル以上、演習室は演習を行うに適当な面積を有すること。
 - 14 標本室、管理室、消毒設備、手洗設備その他必要な施設設備を有すること。
 - のであること。
 - 16 教育上必要な器械器具、模型及びその他の備品を有すること。
 - | 17 | 教育上必要な専門図書を 1000 冊以上、学術雑誌を 20 種類以上有すること。ただし、教員養成機

ただし、教員養成機関が養成施設に併せて設置される場合においては、当該養成施設が有する専門 図書及び学術雑誌を兼用することができること。

- 20 1学級の定員数の2分の1以上のベッド数を備える附属の臨床実習施設を有すること。ただし、 教員養成機関が養成施設に併せて設置される場合において、当該養成施設がこれらの業務を行う附 属の臨床実習施設を有するときは、当該附属の臨床実習施設に備えられたベッド数を上記のベッド 数に加算することができること。
- 21 20 に定める附属の臨床実習施設以外に、臨床実習施設として、必要に応じあん摩マッサージ指圧、 はり及びきゅうを行う施術所(以下「施術所」という。)及び医療機関等を確保すること。
 - なお、医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とする。
- 22 施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 施術所は、5年以上の開業経験があること。
 - イ 教員の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、又は5年以上実務に従 事した後に「はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン」(平成27年3月31日医政発0331 第34号厚生労働省医政局長通知)9(4)ウ及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅ う師養成施設指導要領」(平成27年3月31日医政発0331第35号厚生労働省医政局長通知)
 - 9(4)ウに規定するあはき師臨床実習指導者講習会を修了したあん摩マッサージ指圧師、は り師及びきゅう師である臨床実習指導者を配置していること。
 - ウ 過去1年間の施術目の平均受診者数が5名以上であること。
 - エ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - オ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - カ 当該施術所及び医療機関等において臨床実習を行う場合は、別添の承諾書により承諾を得 ること。
- 23 医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の図書室の利用について当該医科大学又は大学医 21 医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の図書室の利用について当該医科大学又は大学医学 学部或いは大学鍼灸学部の承諾を得ていること。
- 24 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 25 3に規定する臨床専攻課程と教員養成課程は、いずれか一方のみの設置及び履修が可能であるこ と。ただし、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」(昭和 26年文部省・厚生省令第2号)別表第二の「厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりき ゆう教員養成機関を卒業した者」は、両課程を修めて卒業した者であること。

「別添2] あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定手続き

第1 指定に係る手続き

- 1 教員養成機関について、厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、その設置者は、授業開始 ┃1 教員養成機関について、厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、その設置者は、授業開始 予定日の1年前までに様式1による教員養成機関設置計画書を、その所在地の都道府県知事(以下 「都道府県知事」という。)を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、提出された教員養成機関設置計画書により申請に係る教員養成機関の設置計画 ┃2 厚生労働大臣は、提出された教員養成機関設置計画書により申請に係る教員養成機関の設置計画 が適当であるか否かを審査することとし、適当と認められるときには、その旨を都道府県知事を経 由して申請者に通知する。この場合、申請者は、授業開始日の6か月前までに次に掲げる事項を記 載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 設置予定年月日
- (5) 学訓
- (6) 長の氏名及び履歴

- 関が養成施設に併せて設置される場合においては、当該養成施設が有する専門図書及び学術雑誌を 兼用することができること。
- 18 校舎の構造設備及び図書等について視覚障害者の教育に必要な措置が講じられていること。
- 19 臨床実習施設として1学級の定員数の2分の1以上のベッド数を備えるあん摩、マッサージ、指 圧、はり及びきゅうの業務を行う施術所を有すること。ただし、教員養成機関が養成施設に併せて 設置される場合において、当該養成施設がこれらの業務を行う施術所を有するときは、当該施術所 に備えられたベッド数を上記のベッド数に加算することができること。

- 20 解剖学及び生理学の実習において、医科大学又は大学医学部或いは大学鍼灸学部の協力を得られ ること。
- 部或いは大学鍼灸学部の承諾を得ていること。
- 22 管理及び維持経営の方法が確実であること。

「別添2〕あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関の指定手続き

第1 指定に係る手続き

- 予定日の1年前までに様式1による教員養成機関設置計画書を、その所在地の都道府県知事(以下 「都道府県知事」という。)を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- が適当であるか否かを審査することとし、適当と認められるときには、その旨を都道府県知事を経 由して申請者に通知する。この場合、申請者は、授業開始日の6か月前までに次に掲げる事項を記 載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 設置予定年月日
 - (5) 学則
 - (6) 長の氏名及び履歴

- (7) 教員の氏名及び履歴
- (8) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (9) 臨床実習施設の名称、場所及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに概要
- (10) 臨床実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術 を受けた者の延べ数
- (11) 収支予算及びむこう2年間の財政計画

第2 変更の承認及び届け出

- げる事項を変更しようとするときは、変更予定日の6か月前までに変更事項及び理由を記載した変 更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (1) 学則(1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものに限る。)
- (2) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- に新旧教員の氏名を記載した変更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し なければならない。

この場合、新たに採用しようとする教員に関する調書(様式1の教員に関する調書に進ずる。)を 添付しなければならない。

- 3 指定教員養成機関の設置者は、次に掲げる事項を変更したときは、1か月以内に変更事項及び理┃3 指定教員養成機関の設置者は、専任教員を変更したときは、1か月以内に変更事項及び理由を記 由を記載した変更届を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 学則(1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものに限る。)
- (5) 長
- (6) 臨床実習施設

第3 指定の取消しに係る手続き

指定教員養成機関について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しな ければならない。

- 1 指定の取消しを受けようとする理由
- 2 指定の取消しを受けようとする予定時期
- 3 在学中の学生があるときは、その措置

第4 教育状況の報告

指定教員養成機関の設置者は、毎学年度開始後2月以内に様式2による毎年度の教育状況を厚 生労働大臣に提出しなければならない。

- (7) 教員の氏名及び履歴
- (8) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (9) 収支予算及びむこう2年間の財政計画

第2 変更の承認及び届け出

- 1 厚生労働大臣の指定を受けた教員養成機関(以下「指定養成機関」という。)の設置者は、次に掲 ┃ 1 厚生労働大臣の指定を受けた教員養成機関(以下「指定養成機関」という。)の設置者は、次に掲 げる事項を変更しようとするときは、変更予定日の6か月前までに変更事項及び理由を記載した変 更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (1) 学則(1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものに限る。)
 - (2) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 2 指定教員養成機関の設置者は、専任教員を変更しようとするときは、変更予定日の1か月前まで 2 指定教員養成機関の設置者は、専任教員を変更しようとするときは、変更予定日の1か月前まで に新旧教員の氏名を記載した変更承認申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し なければならない。

この場合、新たに採用しようとする教員に関する調書(様式1の教員に関する調書に準ずる。)を 添付しなければならない。

- 載した変更届を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則(1学年の定員、修業年限、教育課程に係るものに限る。)
 - (5) 長
- 4 なお、設置者の変更及び校舎の移転に伴う位置の変更については、変更承認の申請を行うことと する。

第3 指定の取消しに係る手続き

指定教員養成機関について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しな ければならない。

- 1 指定の取消しを受けようとする理由
- 2 指定の取消しを受けようとする予定時期
- 3 在学中の学生があるときは、その措置

第4 教育状況の報告

指定教員養成機関の設置者は、毎学年度開始後2月以内に様式2による毎年度の教育状況を厚 生労働大臣に提出しなければならない。

別表第1

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関教育内容

臨床専攻課程(前期課程)

<u> </u>					
教育内	教育内容 授業科目例			<u>備考</u>	
専	臨床医学論	臨床医学総論	1	主要疾患の鑑別を含む	
<u>門</u>		臨床医学各論	1	主要疾患の診察法・治療法の概	
<u>基</u> <u>礎</u> 分				要を含む	
<u>礎</u>	社会医学特論	リハビリテーション医学	1	臨床運動学を含む	
分					
	あん摩マッサー	東洋医学臨床論(あん摩マ	3	あん摩マッサージ指圧基本実	
<u>専</u> 門	<u>めん学マッリー</u> ジ指圧臨床学 I	来任医子臨床舗(めん摩マ ッサージ指圧)	<u>3</u>	技(運動療法)を含む	
<u>分</u>		<u> クリーフ相圧)</u>	0		
野	あん摩マッサー		<u>3</u>	症候別の治療法を含む	
	ジ指圧臨床学Ⅱ	古澤医学院士教 //ユトハ キ	0	₩ A 甘土安井 / 瓜田冲送壺 タ	
	<u>はり、きゅう臨床</u> 学Ⅰ	東洋医学臨床論(はり、き ゅう)	<u>3</u>	<u>鍼灸基本実技(低周波通電・各</u> 種灸法・特殊鍼法)を含む	
	<u>_ ナ 1</u> はり、きゅう臨床	<u> </u>	3	症候別の治療法を含む	
	<u>なり、さゆり㎜水</u> 学Ⅱ		<u> </u>	近侯がV/召別仏と百七	
	あん摩マッサー	あん摩マッサージ指圧理	2	手技の科学を含む	
	ジ指圧応用学	論	_		
	はり、きゅう応用	はり、きゅう理論	2	鍼灸の科学を含む	
	<u>学</u>				
	臨床実習	共通臨床実習	<u>2</u>		
		はり、きゅう臨床実習	<u>4</u>	・経験症例数が以下のとおりで	
		あん摩マッサージ指圧臨	$\underline{4}$	あること	
		床実習		あん摩マッサージ指圧課程 30 例以	
				 はり、きゅう課程 70 例以	
				<u>はり、とゆり味性 70 内久</u> ト	
				 あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう課程 100 例以	
				L	
				・症例報告 (論文形式 1 編以上)	
				<u>を含む</u>	
あん摩マッサージ指圧合計					
<u>はり、</u>	きゅう合計		<u>17</u>		
あん摩	ミマッサージ指圧、 に	はり、きゅう合計	<u>29</u>		

教員養成課程(後期課程)

	7 (D47) 1 (D47) 1 (D47)			
教育内容		授業科目例	単位	備考
<u>基</u> 礎	人文科学	原典(古典)閲読	2	素問・霊柩・難経を含む
礎		外国語	2	英文論文抄読を含む
<u>分</u> 野				
<u>野</u>				
教	教育と教員	教育学概論	1	あん摩マッサージ指圧、はり、
教 職 教				きゅう教育含む
教		教育心理	2	

別表第1

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関教育内容

区分				ージ指圧	師、
		_		う師課程	
		講義	<u>演習</u>	<u>実習</u>	<u>合計</u>
<u>基</u>	人文科学・自然科学・社会科学・保健体育・外国語の中か				
礎	<u>6</u>	<u>30</u>	<u>30</u>		<u>60</u>
<u>科</u>	1 科目選択				
<u>且</u>	<u>小計</u>	<u>30</u>	<u>30</u>		<u>60</u>
教	教育学概論	<u>30</u>			<u>30</u>
職	教育心理	<u>60</u>			<u>60</u>
<u>教</u>	教育方法	<u>30</u>	<u>60</u>		<u>90</u>
教 <u>育</u> 科	教育実習			<u>90</u>	<u>90</u>
<u>科</u> 目	<u>小計</u>	120	<u>60</u>	90	<u>20</u>
専	人体形態学論(解剖学・病理学)	30	30	45	105
門	人体機能学論(生理学・生化学・病態生理・免疫学を含む)	30	30	45	105
基	社会医学特論(リハ医学・公衆衛生・医療概論)	30	30		60
礎	臨床医学論(臨床医学総論・各論)	30	<u>30</u>		<u>60</u>
<u>科</u> 目	<u>小計</u>	120	120	90	<u>330</u>
<u> </u>	あん摩マッサージ指圧応用学(あん摩マッサージ指圧理論)	30		45	75
	はり、きゅう応用学(はりきゅう理論)	30		$\frac{45}{45}$	75 75
	あん摩マッサージ指圧臨床学 I (東洋医学臨床論)	30		45	75
専	はり、きゅう臨床学Ⅰ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
門	あん摩マッサージ指圧臨床学Ⅱ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
<u>門</u> 科 目	はり、きゅう臨床学Ⅱ(東洋医学臨床論)	30	30	45	105
且	東洋医学特論	30	60	10	90
	臨床実習	30		720	720
	小計	210	150	990	1350
	医事法規・関係法規		100	000	1000
<u>関</u>	医学史				
<u>連</u> 科 且	経営管理学	<u>30</u>			<u>30</u>
	統計学				
	小計	30			30
	卒業論文		60		60
	合計	510	420	1,170	2,100
(3)+ 1)	昨日中羽は井澤 100 時間 キノ麻っ 、井、 3 地口中羽 970 時				

(注1)臨床実習は共通 180 時間、あん摩マッサージ指圧実習 270 時間、はりきゅう実習 270 時間。

(注 2) よってあん摩マッサージ指圧受講者は 1,545 時間、はりきゅう受講者は 1,575 時間。

<u>育</u>		教育方法	<u>3</u>	
分		教育実習	2	
<u>分</u> 野			_	
専	人体の構造と機	人体形態学論	3	局所解剖と触察解剖を含む
			_	
<u>P9</u>	能	人体機能学論	<u>3</u>	主要症例の病態生理・鍼灸刺激
<u>基</u>				と生体反応及びその機序を含む
<u>門</u> 基 礎 分	社会医学特論	公衆衛生	1	社会医学の最新情報の提供を含
分	1774 KZ 1 1.0 klut	<u> 四水南土</u>	-	te
野		A	_	<u> </u>
<u>野</u>		医療概論	1	医療倫理・CAM の医療社会学、
				<u>あん摩マッサージ指圧、はり、</u>
				きゅう史を含む
専	東洋医学特論	各種あん摩マッサージ指	2	
HH	NITE I II IIII		=	
<u>門</u> 分		圧、はり、きゅう臨床論		などを含む
<u>分</u>		あん摩マッサージ指圧、は	<u>1</u>	美容、スポーツ、産業医学、介
野		り、きゅう臨床応用学		護等におけるあん摩マッサージ
				指圧、はり、きゅうの応用と役
				割を含む
	m+++10	rb + + 70		<u> </u>
	臨床実習	臨床実習	<u>6</u>	臨床指導を含む
		<u>はり、きゅうケースカンフ</u>	1	
		ァレンス		
		あん摩マッサージ指圧ケー	1	
		スカンファレンス	-	
				77 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7
関連分野	研究とその方法	<u>研究法</u>	<u>2</u>	研究計画、統計学、論文の書き
連				<u> 方を含む</u>
分		卒業論文	4	
野			_	
	【 ボラッサージ地区公司		36	
	あん摩マッサージ指圧合計			
<u>はり、</u>	<u>きゅう合計</u>		<u>36</u>	
あん摩	₹マッサージ指圧、は	り、きゅう合計	37	

別表第2

教育内容

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関課程内容

授業科目例

臨床専攻課程(前期課程)

専	臨床医学論	臨床医学総論	1. 大学又は短期大学において臨床医学に関する科目
門基礎分野		臨床医学各論	を教授した経験を有する者
<u>基</u>	社会医学特論	リハビリテー	2. 臨床経験が5年以上ある医師
礎	1774 E 1 14 blu	ション医学	3. あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関(以
<u>分</u>		<u> </u>	下「教員養成機関」という。)を卒業し、10年以上あ
野			ん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師養成施
			設(以下「養成施設」という。) における教育に従事
			した者であって、あん摩マッサージ指圧師、はり師
			及びきゅう師(以下「あはき師」という。)に関して
			相当の研究業績があると認められる者
			4. 臨床経験が5年以上の理学療法士及び作業療法士
			(社会医学特論(リハビリテーション医学)に限る。)

教員の要件

別表第2

あん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関課程内容

基礎科目	<u>教育上の能力があると認められる者</u>
教育学概論 教育心理 教育方法 教育実習	大学又は短期大学において教育学に関する科目を教授した経験を有する者
人体構造学特論 人体機能学特論 社会医学特論 臨床医学特論	大学又は短期大学において基礎医学に関する科目を教授した経験を有する者 <u>る者</u> 塩床経験が 10 年以上ある医師

専	あん摩マッサ	東洋医学臨床	1. 臨床経験が5年以上ある医師
専門分野	ージ指圧臨床	論(あん摩マ	2.「あん摩マッサージ指圧臨床学」「あん摩マッサー
分	学 I	ッサージ指	ジ指圧応用学」「臨床実習(あん摩マッサージ指圧)」
野	あん摩マッサ	圧)	については、あん摩マッサージ指圧師の免許を取得し
	ージ指圧臨床		てから10年以上実務又は養成施設における教育に従事
	学Ⅱ		した者であって、あん摩マッサージ指圧師に関して相
	はり、きゅう臨床	東洋医学臨床	当の研究業績があると認められる者
	学 I	論(はり、き	3.「はり、きゅう臨床学」「はり、きゅう応用学」「臨
	はり、きゅう臨床	ゅう)	床実習(はり、きゅう)」については、はり師又はきゅ
	学Ⅱ		う師の免許を取得してから10年以上実務又は養成施設
	あん摩マッサ	あん摩マッサ	における教育に従事した者であって、はり師又はきゅ
	ージ指圧応用	ージ指圧理論	う師に関して相当の研究業績があると認められる者
	学		
	はり、きゅう応用	はり、きゅう理論	
	学	100 / C / / 11 ping	
	<u></u> 臨床実習	共通臨床実習	
	PHATE I TO CIT		
		はり、きゅう	
		臨床実習	
		あん摩マッサ	
II		一ジ指圧臨床	
		<u>実習</u>	

教員養成課程(後期課程)

教育区	勺容	授業科目例	教員の要件
基礎分野	人文科学	原典閲読 外国語	教育上の能力があると認められる者
教職教育分野	教育と教員	教育学概論 教育心理 教育方法 教育実習	1. 大学又は短期大学において教育学に関する科目を教授した経験を有する者 2. 教育方法及び教育実習に関しては、教員養成機関を卒業し、10年以上養成施設における教育に従事した者であって、あはき師に関して相当の研究業績があると認められる者
<u>礎分野</u> 教職教育分野專門基礎分野專門分野	人体の構造と 機能 社会医学特論	人体形態学論 人体機能学論 公衆衛生 医療概論	1. 大学又は短期大学において基礎医学に関する科目 を教授した経験を有する者 2. 臨床経験が5年以上ある医師
専門分野	東洋医学特論	各種あん摩マ ッサージ指圧、 はり、きゅう臨 床論 あん摩マッサ ージ指圧、は り、きゅう臨床 応用学	1. 臨床経験が5年以上ある医師 2. 「臨床実習(あん摩マッサージ指圧)」「あん摩マッサージ指圧ケースカンファレンス」については、あん摩マッサージ指圧師の免許を取得してから10年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、あん摩マッサージ指圧師に関して相当の研究業績があると認められる者 3. 「臨床実習(はり、きゅう)」「はり、きゅうケース

<u>あん摩マッサージ指圧応用</u> 学I あん摩マッサージ指圧応用 学II あん摩マッサージ指圧臨床 学	1 臨床経験が 10 年以上ある医師 2 あん摩マツサージ指圧師の免許を取得してから 10 年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、あん摩マツサージ指圧師に関して相当の研究業績があると認められる者
<u>あん摩マッサージ指圧臨床</u> <u>実習</u>	
はりきゅう応用学 <u>I</u> はりきゅう応用学 <u>II</u> はりきゅう臨床学 はりきゅう臨床実 <u>習</u>	1 臨床経験が 10年以上ある医師 2 はり師又はきゆう師の免許を取得してから 10年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、はり師又はきゆう師に関して相当の研究業績があると認められる者
東洋医学特論	1 臨床経験が 10年以上ある医師 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の免許を取得してから 10 年以上実務又は養成施設における教育に従事した者であって、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に関して相当の研究業績があると認められる者

	臨床実習	臨床実習	カンファレンス」については、はり師又はきゅう師の
		はり、きゅうケ	免許を取得してから 10 年以上実務又は養成施設にお
		<u>ースカンファ</u>	ける教育に従事した者であって、はり師又はきゅう師
		レンス	に関して相当の研究業績があると認められる者
		あん摩マッサ	
		<u>ージ指圧ケー</u>	
		スカンファレ	
		<u>ンス</u>	
関	研究とその方	研究方法	
<u>関</u> 連分野	<u>法</u>	卒業論文	
<u>分</u>			
野			

(別添)

臨床実習施設承諾書

	諾	
承		

貴教員養成機関の臨床実習施設として、平成 年 月 目から〇〇〇〇 (臨床実習施設名)を使用することを承諾します。

平成 年 月 日

教員養成機関名

(代表者) 殿

臨床実習施設名 (代表者) 印

あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関設置計画書

1	名称				4 連	絡者
2	位置				氏名	
		法 人 名			役 職 名	
3 者	設置	所 在			電話番 号	
		地			F A X	
5	定員	1 学年の定員	修業年限	授業開始予定年月日		
等		名	年	年 月		

様式1

あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関設置計画書

1	名称						4 連	絡者	
2	位置						氏名		
		法人					役職		
		名					名		
3	設置						電話番		
者		所在					号		
		地					FΑ		
							X		
5	定員	1 学年	の定員	修業年限	授業開始予定金	年月 日			
等			名	年	年	月			

(事任 教員	氏名	年齢	免許の種 類	免許番号	免許 年月日	教職又は 臨床に携 わった期 間	養成機 関ける 職名	担当科目	6	専任 教員	氏名	年齢	免許の種 類	免許番号	免許 年月日	教職又は 臨床に携 わった期 間 約 年	養成機 関にお ける役 職名	担当科目
					第号		***								第号		***		
-	その 他 の 教員	氏名	年齢	免許の種 類	免許番号	免許 年月日	教職又は 臨床に携 わった期 間	養成機 関にる 職名	担当科目	7	その 他の 教員	氏名	年齢	免許の種 類	免許番号	免許 年月日	教職又は 臨床に携 わった期 間	養成機 関にお ける役 職名	担当科目
					(県) 第 号		約年								(県) 第 号		約年		
		普通教室	室	延	m²	標本室		m²	ı			普通教 室	室	延	m²	標本室		m²	
8	教育 施設	生双会	÷	延		図書室	兼用)	m^2 (専用・	8	教育 施設	基礎医学実習室	室	延	m²	図書室	兼用)	m² (I	専用・
		実習室	室	延	m² –	演習室	室	延 m²				実技実習 室	室	延	m²	演習室	室	£ m²	
Ş	1101 1100 1	m²		床(専用・	兼用)					9	<u>臨床実</u> 習施術	mi	2	床(専用・	兼用)				
	実習施設	所在地 名称			種類	111					<u>所</u>	所在地		1					
		<u>面積</u>				<u>去</u> 1年間の	<u>)利用者</u>	人(人/日)_			機械器	専門基礎	科目用					
	0 臨床	<u>所在地</u> 名称				11						機(M) 46 具	専門科	D III					
	<u>無所</u> 実習 施設	面積	_			<u>5</u> 去 1 年間⊄	<u>)利用者</u>	人(人/目)	10	教育用機械 器具、標本		守门杆	口川					
	(※)	<u>所在地</u>									及び模型	ŧ	票本						
		<u>名称</u> <u>面積</u>			<u>種類</u> m ² 過過	<u>別</u> 去 1 年間の	<u></u>	人 (人/日)										
		所在地			<u>数</u>			<u>Л (ЛД</u>	<u>/_</u>			t t	莫型						
ட		1717145E								ь—									

					11 図書	専門図書	₩	(内点字 冊)	学術雑誌	種類	
		専門基礎科目用			12 解剖	名称					
	機械器				<u>等の</u>						
	具				<u>協力</u>	<u>所在地</u>					
11 教育用機械		専門科目用			施設						
器具、標本					13 大学	名称					
及び模型	James — La				図書	所在地					
	標本				館		5 to 16	* 4 4 3 4 4 4	1 W F + F	14 44 F 17	
1					14 設置 者があん	養成施設0	7名称	養成施設の種類	1 学年定員	修業年限	年
	模型				有がめん 摩マッサ				4		平
	(英生				「厚くりり						
12 図書	専門図書	冊(内点字 冊)	学術雑誌	種類	師はり師						
13 大学	名称	lin (1.19% 1 lin)	→ N11 4座的D	1至大只	又はきゅ						
図書		+			う師の養						
館	所在地				成施設を						
14 設置	養成施設の)名称 養成施設の種類	1 学年定員	修業年限	設置して						
者があん	2C/A/CALBX	A TANAGRA S ILLAN		年	いる場合						
摩マッサ					はその内						
ージ指圧					容						
師はり師											
又はきゅ											
う師の養											
成施設を											
設置している場合											
はその内											
はその内											
	宇羽梅詩 : :	 欄の記載は以下の点に留意する。									
-		<u> 撃マッサージ指圧、はり及びき</u>		- 「医療機関等」の別	1						
を記載する		P. J. VIBELIA JACOB	テフと[1] フルE[N][7]] ス (10	、	<u>'</u>						
		f数」欄は種別が「あん摩マッ!	ナージ指圧、はり及びき	ゅうを行う施術所」							
である場合の		_	,		-						
「面積」相	闌は種別が	「医療機関等」である場合は記載	<u> </u>								
教員に関する記					教員に関する						
(専任・その個	也)	26	NUMBER 6		(専任・その作	也)		١ علا	VV BB 6		
r			成機関名	UI.	П 2		TH /-		機関名	Life III	
氏 名		現 住 所		性 男·女 別	氏 名		現住 所			性 男・st 別	Z.
生年月日	年 月	日(才)免許多番		午登録 月 日	生年月日	年 月	日 (才) 免許登 録番号		免許登 録	
職種		·			職種					年月日	
	施設	<u> </u>	役職名	,	属	施設名			役職名		
属	名 所 在				\left	所在地					
	地										

	年	月		年	月		年	月		年	月	
職歴(団体 役職歴を						職歴(団体 役職歴を						
含む)						含む)						
	年			年			F	п		F	н	
	平	月		午	月		年	月		年	月	
教育						教育						
教 育 歴						歴						
	年	月		年	月		年	月		年	月	
研究発表 又は論文						研究発表 又は論文						
担当予定科				養成機関の予定	三役職名	担当予定科				養成機関の	予定役職名	
目						目				APNIMIN''	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			承諾	畫					∓ .	諾	± :	

省・厚生省令第2号)別表第2に基づく、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を設置する。省・厚生省令第2号)別表第2に基づく、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を設置する に当たり、貴教員養成機関の教職員及び学生が本学の図書館を利用することを承諾します。

貴殿があん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和 26 年文部 貴殿があん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和 26 年文部 に当たり、貴教員養成機関の教職員及び学生が本学の図書館を利用することを承諾します。

平成 年 月 日			平成 年 月 日
(設置者) 殿			(設置者) 殿
	大学名		大学名
	職氏名	公印	職氏名 公印
			承 諾 書 貴殿があん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)別表第2に基づく、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を設置するに当たり、「解剖学及び生理学の実習についての協力施設」となることを承諾します。 平成 年 月 日 (設置者) 殿
			大学名 職氏名 公印
様式2 平成 年度あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員	員養成機関定期報告		様式 2 平成 年度あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関定期報告
教員養成機関名 所在地 電話番号 1 学年別学生数	設置者 教員養成機関 長名		教員養成機関名 設置者名 所在地 教員養成機関長名 電話番号 1
入 学 課程の種 区分 増加 学 年 類	減少	4月現 在	入 学年 課程の種類 区分 増加 減少 4月現在 学 広募 受験者 入学者 留年者 転入者 計 留年者 退学者 転出者 計 在学者数

年月	<u>.</u>			応募者 数	受験者数	入学者	留年者	転入者	計	留年者	退学者	転出者	計	在学者数	年月			者数	数	数									
7			あん摩マッ サージ指圧 課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	Л		あん摩マッサー ジ指圧課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人
年		1	はり、きゅう 課程												年	1	はり、きゅう 課程												
月			あん摩マッ サージ指圧、												月		あん摩マッサージ指圧、はり及												
			はり及びき ゅう課程														びきゅう課程												
			あん摩マッ サージ指圧														あん摩マッサー ジ指圧課程												
年		-	課程 はり、きゅう												hr.		はり、きゅう												
月		2	課程 あん摩マッ												月月	2	課程 あん摩マッサー												
			サージ指圧、 はり及びき														ジ指圧、はり及 びきゅう課程												
	6 Fr 1	~ .ka)-	ゆう課程	No and	ur and													L)II 6.	Lour										
授業第			ける教育は	へんたりノ相	死安										授業集		はける教育∜	て近りが	陇安										
	業科	講義・演習・	指定基													4	構義・ 議習・ 指定基準												
B	A 11	実習別	変 単の単 位数	学貝	IJ				美	尾施状 沥	1				授業		実習の別 の単位数			<u> </u>	学則					実施料	犬況		
			単位	1 学 年	2 当年	全		計	1 年	学 2 E 4	; 学 F			計			単位	1 4		学年			計	1 学 年	2 学 年			章	計
	<u> </u>	<u>自駅基</u>	₹習実施1 実習施	学貝					19 A	実施状?					1	寺間当	たり 分	受業											
<u>1X :</u>		の単位		<u>1</u> 与	<u>2</u> <u>年</u>	<u>学</u>		前旦	† <u>1</u>		2 学 年			計															
		単位	床																										
			<u>実習実</u> 施																										
			外の施																										
			医療機							+					 														
			関等]														

		単位	附末実施附外術医関附床実施附外術医関射体上実施附外術医関射を実践といい。											-															
3	過去3	3 年間 <i>の</i> 目		担金0		度		年度	行)	F度(現備		考	3	過去3	8年間⊄	9学生負目	負担金の		三度		年	度	行)	年度	(現	備		考
4	〇〇 ^年 氏	地 仰	者名簿 生 年	卒業	卒業	卒業証	取 得 あん摩マッ	免 許・サージ指圧	はり師	i	<i>.</i>	ゅう師		4	〇〇 ^在 氏	三度卒業 本籍 地都	美者名簿 生 年	章 卒 業	卒業	卒業証	あん暦	ぎマッサー 師	ジ指圧		得		き	ゆう自	師
	名		月 日	年月 日	課程名	書番号	取得年月日	番号	取得年月日	番号	取 和 日		番号		名	道府県	月日	日日	課程 名	書番号	<u>取得</u> <u>県</u>	年月日	番号	<u>取得</u> 県	年月 日	番号	<u>取得</u> 県	年月日	番号
5	〇〇 年	三4月1	日現在	教員名	3簿 採				l					5	〇〇 ^在				採			専任	F •	最終	· 学歴	免許	-•資格		
	整理番号	氏名	清	特	用	月科		任・ 任 別	最終学 (卒業 次)	(年	免許·資 (取得年 日)	: 🛮 🗎 🖂	育考 (兼務等)		番号	名		満年 齢	年月日	目 ■ 🔻	担当 科目	兼の	任		業年	(取	得年月 日)	兼	精考 務等)

頁 目	年度	年度	年度	備	考	項	目	年度	年度	年度	備	考
(利益)						(利益)						
V #1 7 D A						71/ ### 77 F	1.0					
当期不足金						当期不足	全金					
計						計						
(損失)						(損失)						
当期利益金						当期利益	(全					
二为1/1·1 皿 亚							I' 715					
計				1		計						
řΤ						#T						
前年度繰越利益						前年度繰	或利益					
金						金						
当期△損益						当期△	損益					
金						金						
翌年度繰越利益						翌年度繰	或利益					
金						金						